

学習を力に活動促進

宣伝に役立てよう

「横浜・旭区の会」

代表世話人 山口慎吾さん

「横浜・旭区の会」では、毎月の世話人会終了後、相鉄線駅の地域周辺で宣伝行動を行っています。今年4月からの10%への増税が延期されたことで、通行人には「延期されてよかった感」が広がり、署名に応じる人



がめっきり減ってしまいました。そこで、「今こそ、さらに深く学習して力をつけ、宣伝に役立てようではないか」と、全国の会のパンフを活用して昨年9月の世話人会から取り組み始めました。

毎回、読み合わせをし、感想や意見を述べ合い、情勢についての分析もしています。企業が非正規雇用の労働者を増やすのは、企業の消費税負担が少なくて済むという「からくり」を掘り下げて議論し、労働法制の改善がいかに国民を苦しめている元凶であるかなど学習しました。

「ノー消費税で学習

オレンジの、のぼりで宣伝

愛知・江南の会 岩崎紗雪さん

「ノー消費税」の長年の愛読者です。いま、毎月11部をまと

めて取り、署名用紙の印刷や交通費などの財源にあてています。4年位前から、なくす会と新日本婦人の会、民主商工会との3者で会議を開いています。1年ほど前から「ノー消費税」を

読んで学習しようと提案があり、会議で始めました。民商から参加される30代の方

は、読むと結構面白いと言い、好評です。1月号では資産課税のことが話題になりました。宣伝には年金者組合などからも参加があり、多い時は8〜9人の参加です。「消費税 憲法変れば 戦争税」のオレンジの旗も一緒です。

「マイナンバーが不記載でも受理する」

(国税庁回答)

確定申告期間に入って、本紙にも「マイナンバー書かないと不利益な扱いをされるのか」という質問が寄せられています。

国税庁「マイナンバーが不記載でも税務書類などの收受は拒否しない。罰則もない」

全国中小業者団体連絡会1月26日に行った省庁交渉での回答を紹介します(全国商工新聞2月6日付)。

総務省「事務組合がマイナンバーを取り扱わないことによる罰則や不利益はない」